

第1回「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会議事録

日時：平成22年5月19日（水）

午後1時30分から3時30分まで

場所：県庁行政庁舎10階 1001会議室

1 開会

2 挨拶(大山英明環境生活部部技術参事兼食と暮らしの安全推進課長)

3 自己紹介

4 議事

【赤尾】それでは、議題(1)あり方検討会の実施要領について、事務局よりご説明願います。

【菅原】はい、それでは資料の1をご覧いただければと思います。このあり方検討会実施要領と言うことで、大変簡単ではございますが、開催の仕組み、ルールを作つてみました。（資料1について説明）以上です。

【佐藤座長（以下座長）】では、よろしくお願ひします。

改めまして、佐藤敏悦です。

座長ということで、先ほどの話にも出ましたが、県の推進会議に、私自身が委員になったのは16年度ですが、正しく言うと17年に入つております。それより実は半年前に入間田さんが宣言そのものに関わっておりますですから、本来であれば先輩でございますけれども、差しおいて私が座長を務めさせていただきます。では会議を始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは議題に従いまして、議題第3これまでの県民総参加運動につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

【菅原】それでは資料の2の方をご用意いただきたいと思います。

県民総参加運動につきましては、消費者モニターと、取組宣言が二つの柱になっておりますが、その前に、全体的なご説明を申し上げたいと考えております。

資料の2につきましては以前から皆様にお配りしているところでございますけれども、詳しいご説明はいたしませんが、いろんな課題が出てまいりましたので、このあり方検討会を7名のメンバーで行わせていただきたいということあります。

5番目の、一番下の、スケジュールということで、日程が具体的に入つております。この日程につきましては、今日の最後にお諮りをしたいと思っておりますが、ご覧のようなスケジュールで計4回のあり方検討会を開きたいと考えております。

右側のほうに推進会議というのが入つております。今年度6月18日に第1回目の推進会議がございます。18日に、第2回目までの議論検討の中身を、報告をしていきたいと考えております。8月ですが、8月27日も推進会議が予定されておりまして、そのときにはあり方検討会として最後の姿を、結論のところを推進会議にご報告したいと考えております。

これまでの県民総参加運動の全体的なものは、カラーのパンフレットをお開き願いたいのですけれども、こちらを一枚めくつていただきますと、年表が書いてあります。年表の、一番左端に平成14年10月と書いてあります。実はここには書いてありませんが、一番の発端となっておりますのは、14年2月に韓国産の輸入の生かきの混入問題がありまして、非常に県政を揺るがした、非常に大きな社会問題になった事件がありました。それを受けまして、県の方では14年10月に食の安全安心対策本部というのを作り、食の安全安心対策室、これは今の食と暮らしの安全推進課のいわゆる前身にあたりますけれども、こちらの対策室が設置されております。その後オイスターGメンを設置し、14年11月にはみやぎ食の安全安心推進会議、先ほどからお話が出ておりますけれども、いわゆる知事の諮問機関で、審議会である推進会議が設置されています。15年の3月になると、食の安全安心の基本方針の策定、半年後の9月には、アクションプランの策定というふうに流れがあります。

その後、右の方に行きまして16年3月になりますと、食の安全安心推進条例が制定されております。その後、16年4月になりますと、現在の食と暮らしの安全推進課ができ、推進条例が施行される、併せて、その条例の中にも県民総参加運動が規定されておりまして、その県民総参加運動がスタートしたというのが16年4月であります。約6年前という形になっております。実際は、16年7月と書いてありますとおり、7月から消費者モニターの受付を開始し、取組宣言の受付を開始しているという流れになっております。そういう形になりますと、一番右端、最後になりますが、食の安全安心基本計画の策定ということで、18年3月に現在の基本計画が策定されております。余談ですが、この計画も今年度、22年度で終了いたします。来年度からまた新しい計画を作らなければならないということで、今作業に入っております。その計画にも、このあり方検討会での議論、結論を盛り込んでいきたい、大きな目玉にしたいと考えております。非常に雑多ではありましたが、こういう風な流れで、県民総参加運動は行われてきたということであります。以上です。

【座長】では、引き続き、配付資料の説明があれば、続けて説明願えますか。

【菅原】わかりました。

それでは続きまして、資料の3をご用意していただければと思います。まずは、消費者モニター制度のまとめです。資料3です。時間が10分程度かかると思います。

まず、経緯といたしまして、先ほど申しましたとおり、16年7月にモニター制度がスタートしております。募集も開始されております。当初は20歳以上の方で、FAXとEメールを利用できる方だけ募集していました。活動内容は、モニタリング、研修会参加、アンケート協力、この3項目がモニターの活動内容でした。その後、17年4月になりますと、若干制度を変えまして、活動内容に情報収集、情報提供を加え、合計4項目の中から選択制とした、ということです。そのときに、FAXとEメール利用者以外の方の登録を可能としたということです。併せて、モニタリングの調査用ということで、携帯用のモニター登録証の交付を開始しております。あと、資格要件ですが、満20歳以上から18歳以上ということで、学生もモニターになれるように、年齢を引き下げております。18年11月になりますと、制度を若干変えております。活動の内容からモニタリングを削除しております。それは、今、県のウォッチャー事業というのがありますと、食品表示のモニタリングをやっていただいておりますが、そちらの事業との重複を避けるため、モニタリングの項目を削除しております。活動内容の選択制もやめまして、現在と同じ活動内容、アンケート協力、研修会参加、県への意見提言の3項目、こちらが活動内容ということになっております。

続きまして、2番目の資格要件です。現在の資格要件は、県内に在住する満18歳以上の方、食の安全安心について関心を持つ方、無償ボランティアで活動できる方というこの3つが要件になっております。主な活動内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県が行うアンケートの際に積極的に協力する、県が開催する研修会や講演会等に積極的に参加し、正しい知識を身につけていただく、3つ目としまして、県に対し食の

安全安心に関する意見を提言する、この3つが主な活動内容となっております。

4番目の登録者数です。今年の3月末のデータですが、まずは16年から今年3月までの、それぞれの登録者数が書いてあります。16年度は97人という人数でしたが、その後どんどん増えていきまして、現在では914人、ここ数年は大体160人前後の純増のペースで来ております。やめられる方もおりますので、実際の新しい方というのはもうちょっと多い数字で、180とか、そういう数字で新しい方は入ってきております。年代別の分布といいますか、状況です。まず全体的に言いますと、やはり50代60代の方々があわせて半分近くという形で、こちらの方が大きなボリュームゾーンといいますか、大きなウェイトを占めております。男女比ですが、男性が約23%、女性が78%ということで、圧倒的に女性が多いというデータになっております。

ちなみに裏の2ページをご覧いただきますと、モニターの地域別の登録者数が書いてあります。仙台市が約55%、仙南が約6%、塩釜8%、岩沼6%、黒川4%、大崎10%、栗原、登米が非常に少なくて、1%、2%、石巻が6%、気仙沼も少なくて1%ということになっております。こちらを見てもわかりますとおり、仙台市とその周辺部といいますか、仙台圏で約7割以上という、どうしても仙台中心のモニターの登録になっているという状況になっております。資料の1ページ目に戻っていただきまして、主な活動内容、これはモニターのみを抽出したものです。まず1つ目は、アンケートへの協力、アンケート回答です。16年度から18年度は実施しておりません。19年度からアンケートを行いまして、それぞれご覧のような回答率、回答数になっております。回答の実数は増えているのですが、パーセンテージが伸びてないのは、いわゆる分母である登録者数が伸びているので、回収率の方はなかなか上がってはきていないという状況です。約6割が、平均的な回収率ということになっております。

続きまして、2つ目の研修会の参加です。セミナーは毎年10月くらいにやっておりまして、研修会は1月下旬にやっているケースが多いですが、セミナーにつきましては、19年が43人、20年が39人、21年が29人という数字であります。これはモニターのみを抽出した人数です。研修会につきましては、18年度から、62人、52人、47人、66人という形になっております。3つ目としまして、県のウォッチャーというものがあります。通常、県のウォッチャーというのは、モニター以外で一般県民の方からお願いをしているのですが、仙台圏以外のモニターに限って、10名ほど、19年度から、モニターからウォッチャーの事業をやっていただいている方がおります。全体としては50人のウォッチャーさんがいるのですが、そのうちの10人をモニターからなつもらっている、それは仙台圏以外のモニターになつていただいている、そういう事業もあります。あわせまして、この3つの事業の参加人数を、非常に荒っぽい計算ですが、トータルいたしまして、それぞれの登録者に占める活動率というのを出しております。18年度であれば、合計62人に参加していただいて、約14%の活動率、19年度であれば、390の方に参加していただいて66%、平成20年度であれば495の方に参加をしていただいて65%くらい、21年度で552人に参加していただけて60%の活動率という形になっております。

続きまして6番目の効果です。なかなか定量的に判断把握するというのが非常に難しいものですから、定性的な分析にならざるを得ないですけれども、1つ目としましては、基本計画の目標、1000人に向けて、順調に推移しております。ということで、制度そのものの有用性はあるものと解釈されるものではないかと思っております。2つ目としまして、毎年定期的にアンケートを実施しております、食の安全安心に対する意識変化等が把握できたのではないかということです。3つ目としまして、毎年セミナーや研修会を開催しておりますが、消費者だけでなく、生産者・事業者、行政との相互理解、いわゆるリスクコミュニケーションといわれておりますが、そちらのほうも一定程度深まったのではないかと考えております。なお、②のアンケートにつきましては、資料4の方に、昨年の10月に実施いたしましたアンケートをお付けしております。その資料4の中の7ページをお開き願いたいのですが。こちらのほうに、食の安全安心についての、「不安を感じていま

すか」というような、安全安心に対するとらえ方の変化などが、7ページ以降に載っております。こういう形で毎年アンケートをして、消費者の方々の意識変化というものを、ある程度とらえられているのではないか。資料4の後ろの方に、自由記載ということで、モニターからのいろんな意見を頂戴しております。整理が悪くて、分類分けまでしてなかったのですけれども、いろんなモニターのご意見があります。例えば、こちらの自由記載の欄で、「一方的なアンケート調査やセミナー（講演会等）、お知らせが多いので、より食の安全性の知識を得るためにも、食品工場の見学や生産者との交流会などぜひ開催していただきたいと思います」という形で、この1ページ目につきましては、食品工場の見学会や、生産者との交流会を希望されるような記述が多くなっております。4ページ目をお開き願います。番号を振ってなかったので、大変申し訳なかったのですが、自由記載の4ページ目の下から7番目の方の、「消費者モニターはただ登録しているだけでは良いとは思いません。食の安全安心の活動をして、モニター活動の意義があると思います。食品表示ウォッチャーの様な数多く調査でなくても、疑問や感じた点を知らせられる様な活動をしても良いかと思うのですが。消費者モニターも食品モニタリング活動も大事かと思います。活動内容の濃いものをこれから希望します」というようなご意見もいただいております。こちらの方も、なかなか全部のご説明は時間的に難しいので、後ほどご覧いただければと思っております。

では、資料3の1ページ目に戻っていただきまして、まとめであります。最後の7番目の課題です。1つ目としましては、「モニター」という名称ではありますが、モニタリング調査は行っていない、ウォッチャーが行っています。2つ目としまして、活動内容が、アンケートへの協力や研修会、これは主に仙台市内でのみ開催しておりますが、参加など受身的である。3番目としまして、県への提言とあるが、具体的な方法が分かりにくく、自らの思いを発信しにくい。4つ目としましては、モニター同士の横のつながりがない。5番目としまして、一般県民1000人という数は、県行政の中でも類稀な規模でありますけれども、数の確保だけで良いのかということです。今県庁の中で、モニター制度は意外とあるようでなくして、昔は広報課に県政モニターという制度があったのですけれども、今はそれもなくなりまして、この1000人という規模のモニターというのは、県庁の中でも唯一といつていいくらいの規模になっております。そういう形で、いろいろと課題もこちらに整理させていただきました。

取組宣言も、続けますか。

【座長】二本柱ですので、とりあえずそこまでお願いします。

【菅原】分かりました。取組宣言も、引き続いてご説明させていただきます。

資料5をお願いしたいと思います。同じ様式で、モニターと取組宣言と紛らわしくなっておりますけれども、資料5の取組宣言です。

取組宣言も、まず経緯といたしましては、モニターと同じ16年7月にスタートしております。最初は登録制度ではなく、マークの使用承認の制度であったようです。有効期限もつけまして、翌年の3月31日までの有効期限をつけて、毎年度更新をするという制度にしておりました。1つの申請者に対して1つの承認番号、ですので、例えば10店舗お持ちの方についても、承認番号は1つしか与えない、そういうふうな制度であります。18年1月になると、マークの使用承認制度から、登録制度へ移行しております。併せて、更新制度をやめまして、自動更新にしております。前任から聞きますと、更新制度は非常に評判が悪くて、「そういう面倒なことをやるのであれば取組宣言なんかやめます」という方も中にはいらっしゃったようで、更新制度はやめて自動更新にしております。次は、1つの申請者が1つの承認番号というものです。1つの施設が1つの承認番号、要するに、先ほどの1つ、10店舗持っている方は、10の承認番号をもらうという形にしております。それまでは10店舗持っていても承認番号は1つということでしたが、お店1つ1つに承認番号をふったという形であります。20年4月、2年前になりますが、こちらになりますと、食品衛生法の施行条例という

ものがありまして、その中で、管理運営基準、いわゆる、衛生面の管理基準が定められております。こちらは法律的にかなり厳しい制度になっているようですが、これが定められましたので、いわゆる取組宣言の自主基準に関するガイドラインというものもありますし、そちらも改正しております。この辺がなかなか分かりにくいところがありますが、いわゆる食品衛生法という法律があって、そちらできちんとした定めがあります。それと横並びで、取組宣言の自主基準も整理をしたという形になっております。

続きまして、2番目の登録要件です。県内の食品生産者、食品関連施設等の者ということで、我々は一般的に、生産者・事業者と整理させていただいております。2つ目としまして、県のガイドラインに従いまして、生産者・事業者自らが自主基準を定めて公開をしていただくというものです。3つ目、主な活動内容ですが、こちらのマークを店頭などに掲示しまして、取組宣言者であることをPRしていただく。このマークにつきましては、県が作成いたしまして、それぞれのお店にお配りしております。また、マークあるいはシール、小さいシールがあるのですけれども、そちらを商品に貼付して、取組宣言者の商品であることをPRしていただくものであります。シールにつきましては、毎年ご希望をとりながら、県で負担して差し上げております。あるいは、商品のパッケージそのものに印刷をしても構わないということにしておりますが、なかなかそういう商品にはお目にかかることが多いのかなというふうに思っております。

3番目、自主基準で自主検査を行うとしている宣言者の方につきましては、商品の自主検査を実施していくことです。つまり、取組宣言というのは、自分で基準を定めて、それを公開するというのが一番の売りということになっておりますけれども、「自分で基準を定めて、自主検査をやりますよ」と宣言している事業者につきましては、自分の店の商品の自主検査を実施してもらうということであります。この検査費用につきましては、県で負担しております。そういう形であります。

4番目の登録者数ですが、これも3月末現在ということですが、まず上の段は事業者です。16年度1800くらいあったのですが、17年度275、18年度554、その後がぐっと減りまして、19年度の32、平成20年度が29と、非常に少ない伸びになっております。この数字は、新しく登録された方から、やめられた方、いわゆる廃業の方も増えておりますので、やめられた方を引いた、純増の数字が、この単年というところに書いてあります。昨年は589という数字で非常に大きく伸びております。これは、課長の挨拶にもありましたが、コンビニ、セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクスの大手3つが登録いたしまして、約640増えております。そこから廃業の方の数を引きまして、約590の単年の伸び、合計3,320という数字になっております。来年の3月の目標が10,000となっておりますが、これにつきましては到達するのは非常に厳しいと考えております。続きましてその下の生産者というところがあります。生産者の、16年度58ということで、個人で登録をしていただいたのですけれども、17年度になりましてから、JAの方で一括して登録していただくというようにしました。その関係で、67,000くらいの数字がどんどん増えております。ただその後横ばい状態で、あまり数字的には動いておりません。こちらも、来年の3月までの目標が70,000人しておりますけれども、こちらも、就農の方方が減っておりますので、なかなか厳しいのではないかと考えております。

5番目の主な登録者ですけれども、こちらに書いてありますとおり、みやぎ生協、カルラ、三全、ささ圭、ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ヨークベニマル、イトーヨーカドー、あとは団体で入っていただいている、県の寿司商組合、県の麺類組合、県の中華料理組合、食肉組合、こういう形で、組合で、団体で加入していただいている、

6番目の効果ですが、基本計画目標には届かないものの、外食チェーンやコンビニの登録により、それなりにマークを見かけるようになったのではないかと。2番目としまして、事業者の中には、取組宣言をしていることで、自律的に衛生管理や産地管理しようとする意識が醸成された方もいらっしゃいますということであります。

7 番目、課題です。課題が非常に多くて申し訳ないのですけれども、生産者・事業者の側から見たもの、あるいは県の方で感じていることをこちらに書いております。1 つ目としまして、自主基準を定めたり、毎年度実績報告を提出していただくのですが、その手続きがやはり面倒だというご意見を結構いただいております。やはり飲食店をされておりますと、非常に書類を書いたりするのが面倒だというような意識の方もいらっしゃいまして、そういうご意見をいただいております。※印のところになりますが、2 年前から食品衛生法という、法律の基準が改正されまして、法令上非常に強化されております。さきほども触れましたけれども、そういう関係もありまして、法律上守らなければいけないことを、また宣言で何らかの手続きをして言わなければいけないのかというところで、すこしその辺でどうなのかなというようなご意見をいただいております。2 つ目としまして、制度自体が理解されておらず、保健所への手続きと混同されている面も見られます。保健所への手続きと混同されている、これをしないと何かペナルティがあるのかどうかなど、やはりその辺、食品衛生法の手続きの面とごっちゃにされている面もあります。3 番目、消費者への浸透度・認知度が弱く、登録するメリットがない、分かりにくいというご意見もいただいております。これにつきましては、去年も、外食産業などをまわって、いわゆるセールスをして歩いたのですが、メリットがよく分かりませんねという意見をいただいております。4 番目、同業組合加盟の事業者の一部につきましては、最初に団体登録をいたしましたので、自分が取組宣言をしているという意識が薄い事業者の方も中にはいらっしゃいます。皆さん全員がそうだという訳ではありません。そういう部分もあります。5 番目としまして、生産者については J A の一括登録ということになっております。一人一人の個々の農家の方々は、自分が取組宣言をしているという意識がなかなか薄いのではないかというものです。次に、消費者の側から見た課題であります。なかなか見たことのないマークでありますけれども、店頭で見かけても、どのような意味のマークなのかよく分からぬという意見が多いようです。2 つ目として、取組宣言をしているのは分かったけれども、そのお店を本当に信頼しているのかどうか分からない、いわゆる担保、保証がないのではないかという意見もあります。3 番目、行政側としての考え方、課題と捉えている部分です。まず1 つ目とつづいては、事業者、消費者双方への浸透度、認知度が弱く、このまま継続することに非常に懸念を抱いております。特に事業者の方につきましては、不景気による廃業も増えておりまして、今後大幅な伸びは期待できないということです。2 つ目としては、事務的な話ではありますが、更新する制度でないため、廃業や移転など、データが整理し切れていない、郵便物を出して、宛先不明で戻ってきて初めておやめになったことが分かるという状態になっております。3 番目、当初は予算の多くが自主検査費用に費されておりまして、制度そのものの P R にかける費用が少ないまま推移したのではないかという、反省があります。資料の説明になりますが、次の 2 ページ目には、取組宣言の市町村別の内訳が左側に書いてあります。今年の 3 月末現在です。その右側に業種別の内訳が整理されています。一番右下は生産者の方の内訳になっております。米の生産者、野菜の生産者という形になっております。次の 3 ページ目の資料につきましては、3 月末現在で、それぞれの、県の保健所の管内という意味なのですけれども、県の保健所管内、仙台市で、どういう業種の方々がいらっしゃるか、地域別の特性が見られないかということで整理いたしました。基本的にはやはり仙台市が多いですが、例えば塩釜管内、真ん中から左、塩釜管内ですが、その上から 4 つ目 5 つ目になると、魚介類販売業というものがあります。ここでやはり、塩釜ですと、153 という形で、水産のところでありますので、ある程度特性を見ることができるのではないかということです。

資料の 4 ページ以降は、本当に事務的というか行政的なものであります。取組宣言の実施要綱です。

あとは、7 ページ目をご覧いただきたいのですけれども、こちらは取組宣言の方に対するアンケートの結果です。これは今年、この 6 年間で初めてアンケートというものを実施いたしました。その中から、主に事業者の方にアンケートをとったわけですけれども、370 人の方から回答をいただいております。約 11% の回収率と

いうことあります。問1としまして、「「食の安全安心取組宣言」のロゴマークをどのように活用していますか」ということで、一番多いのが「店頭の見やすい場所に掲示している」が82%、その次に多いのが「特に活用はしていない」という方が11.9%、「商品にロゴマークを印刷、貼付している」という方が5.1%というように続いております。問2の「取組宣言について、消費者や取引先から問い合わせを受けることはありますか」という問い合わせに対しましては、一番多いのは「問い合わせを受けたことはない」という方が78%、次に「年に一回程度問い合わせを受けることがある」という方が約10%、その次は「半年に一回」という方が約7%という形になっております。続きまして、問3、8ページ目、「取組宣言が食の安全安心への取組を消費者に伝えることに役立っていると思いますか」という問い合わせです。これにつきましては、「役立っている」という方が約40%、「あまり役立っていない」という方が28%、「分からない」という方が25%というように続いております。問4、前の問い合わせで「あまり役立っていない」「全く役立っていない」と回答された方に聞いております。「なぜ役立っていないと思いますか」という設問です。その中で、無回答の方が63%ほどおりました。次に多かったのが、「取組宣言を知らない消費者が多い」32%、「制度の主旨や目的が分かりにくい」14%と続いております。

(問3、問4が抜けていた→コピーして配布)

10ページ以降は、自由記載のところです。

(自由記載もなし→コピーして配布)

資料5のところはあとでお渡しするということで、説明は以上です。

【座長】ありがとうございました。

まず、これまでの取組に関して、これから皆さんにご意見ご質問を頂戴するわけですけれども、実はその前に、私としては、一点確認をしておきたいことがあります、と申しますのは、先ほどのお話にもありますように、今回、検討すべき対象となっているのが、みやぎ食の安心基本計画の中の、取組宣言と消費者モニター制度のあり方ということになるわけです。それぞれのまとめを拝見すると、課題がそれぞれきちんと整理されていて、逆にいえばこの課題をどう克服していくのかになるわけですけれども、えてしてそれを行政の審議会とか検討会というのは、行政が作った流れを追認するか、逆にその「やりました」というお墨付きを与えるだけのパターンが多くて、それと、食の安全安心という非常に重要な課題、なおかつ市民生活に非常に密接に関わる問題については、それだけではまずいだろう、これは実は食の安全安心の推進会議の最後で意見が出ておりまして、行政の信任の審議会ではないということを常々強調しながら進めております。今回のこの検討会も回数は少ないのでけれども、県がまとめる、もしくは次の取組、次の基本計画策定に向けて、「県としてこういう案を作りましたけれども、これでいいですね」というだけではない、できるだけ疑問点とかあるべき姿とかいう部分を見つけて、正直なところ、県が露呈しているものと大幅に変わらざるを得ないものができれば、作っていければと、そこをある程度ふまえながら、検討を進めていきたいと考えております。

そこで、まず基本的に私から一つお尋ねさせていただきたいのですが、検討会は、どこまでのものを作ればいいのか、どこまでの検討をするのか、そこをお尋ねしたいのですけれども。

【菅原】はい。今度の基本計画に盛り込みたいと考えておりますので、しかも時間的な制限もありまして、推進会議にも途中経過を報告していくという形になります。ですので、かなり最終的には具体的な、事業イメージに近いものを、皆さんの中から御意見を頂戴しながら形作って、持って行ければと。あわせて、来年度の予算要求も10月から始まりますので、そちらにもきちつとぶつけて、予算の獲得もやっていければと考えております。回答になっているかどうか。事務局といたしましては、かなり具体的な細かい部分もイメージしております。

【座長】はい。

【座長】それでは、消費者モニター制度及び取組宣言と二つあるわけですけれども、どちらも含めて結構で

すので、ご意見なりご質問なりありましたらお願ひしたいと思います。

【佐々木】今の質問とは少し違うのですが、推進会議とはどのような話し合いなのか教えていただきたい。

【座長】はい。推進会議は現在年3回開催されておりまして、課題はいくつあるわけですけれども、とにかく、主に、食の安全安心で事業を行っています。それがその行政では比較的、組織横断的にやっているものですから、それぞれのセクションごと及び事業ごとの進捗状況を出していただいて、それに対して評価を推進会議でしております。逆に言えば、その評価をやること自体が、大変珍しいのですけれども、委員が、それぞれの事業についてどの程度達成できているか判断するとか、どういう課題があるかというものを、前年度の事業について評価をして、それを次年度に反映させるという形で、一種の毎年ローリングみたいな形で事業評価をします。その事業内容は、例えば、安全審査であるとか、モニタリングの状況であるとか、BSEの検査であるとか、かきのノロウイルスであるとか、農薬の使用状況であるとか、それこそ取組宣言の進捗状況であるとか、モニターの数とか、宣言者数の伸びが悪いとか、そういうことまで含めて評価をし、今年度はどうするかという話し合いをしております。それからもう一点、今ありましたこの検査対象、それから検査項目、食の安全安心の、そういうものの計画を出していただいて、それに対して、一種の審査なり、審査といつても権限はないのですが、意見を述べます。例えば、この検査項目についてはもう少しきちつとしてほしいとか、こういうものをいれてほしいという要望のような形です。それらの意見は集約いたしまして、主に9月議会に出すような形で、意見として反映していただく、行政に反映していただくというような制度です。出席の方は、消費者の団体、生協さんであるとか、いわゆる諸団体ですとか、生産者関係ですと、指導農業士の方ですとか、さらには市場関係、流通関係、あとは食肉組合とか、水産の関係ですとか、かなり多岐に及んでいる形です。ここで、県のみやぎ食の安全安心基本計画に基づいて、事業全体を、いわば評価するという形の事業を進めています。実はその中で、取組宣言と消費者モニター制度については、具体的な数字が出ているものですから、意見として出たのは、取組宣言者の数の伸びが悪すぎる、目標が高すぎたのではないかという意見が出来て、改めて、モニター制度及び取組宣言の二つの柱からなる県民総参加運動のあり方そのものを、県として、5年のローリングの中で、見直していきましょうという話になりました、今回この検討会が招集された、開催されたというような経過であります。ですから、ここで、ご議論いただいて、方向性を出すというのが、基本的には、食の安全安心県民総参加運動そのものの方をどのように考えるかということに結びつきますし、それは別の言い方をすれば、県の食の安全安心基本計画そのものの性格付けもある程度決めていくということになるかと思いますので、その内容は改めて推進会議の方で、審議会の方で議論されると思っております。基本的には県の次の食の安全安心に向けての計画の策定に反映させるということを理解していただければと思います。ただ、私は行政の立場ではないので、大体そのようなものだと思います。

【赤尾】一応委員構成15名おりまして、そのうち7名が、今ちょっとお話を出した事業者代表、その中に食品衛生協会とか県の漁協さんとか、あと農業団体、あと5名が消費者代表で、その中にモニターさんの方とか、公募で応募した方とか、消費者団体、あと3名が学識経験者、以上の形になっております。

【桔梗】同じような質問をしようと思ったのですけれど、推進会議の名簿をできればいただきたいのですが。

【菅原】終わりまでにご用意させていただきます。

【桔梗】今回のあり方会議に参加するにあたり、今までの経緯、議事録などを探したのですが、HP上にあるのでしょうか。

【菅原】アップしているはずです。見にくいところにあるかも分からんけれども。

【座長】前回の推進会議の時に配られた、5年間の活動をまとめたものです。ちょっと見ていただければと思います。

【佐々木】成果は上がったのですか。

【座長】ないとは言えないですね。いくつかの成果は確実に出ていますけれども。例えば、県は、BSEの全頭検査なんかを、国のガイドラインに従って、若い牛をどうするかという問題が持ち上がったときに、国はやらなくていいですよという回答を出しました。あのときに、推進会議としては、それはやめるべきではないと。指針そのものの中に、全頭検査を続けるというものを入れさせたとか、具体的にはかなり、形の方は残っています。それから、例えば評価についても、ABCの三段階、議長役が小金澤先生なのですけれども、県の施策は、はなまる、まる、がんばりましょうというような形で評価をするということで、いわゆるがんばりましょう評価もかなりついておりまして、その辺はかなり厳しい、そして非常に意見も活発に出る推進会議になっております。もう一つ、この間結構いろいろな問題が発生しまして、例えば食肉の偽装問題であったり、集団食中毒であったりとか、そうするとそういう問題が取り上げられて、議論の対象になっておりますので、県としても、具体的な課題の施策に方向が反映されている、かなり指針であるとか、方針であるとかをするだけではないというようにはなっています。

【植松】よく分からぬのですけれども、食品衛生法という法律があるのですけれども、それを守っていれば、特に、生産者や事業者として、営業活動などにおいて問題はないと思うのですが、あえて宮城県として取組宣言を行う理由とは何ですか。

【赤尾】食品衛生法というのは、いわゆる最低基準なわけです。事業者として、これは最低限守らなければならない。それで安全を担保する。ところが今度安心の部分になりますと……。

【植松】いつも事件事故で話題になって、それさえ守れていない。

【赤尾】そうですね。偽装だとか、添加物等のものとか、そこら辺については、保健所で事業所とか販売店に立ち入り検査・収去検査などを行っているのですけれども、お話をあったように、100%守られないという部分は確かにあります。ただ、それと同時に、いわゆる消費者の方に、まじめに作っている方のものをさらに安心して食べていただくと。

【植松】安心というのは具体的に何なのか、消費者には分かりにくい。安心とか安全という言葉に、逆にごまかされているような気がするんですね。安全安心の取組宣言は、じゃあ宣言したらしいのかということですね。消費者があのマークを見ても、それ自体が安全だ安心だというのは、一方的に言われているだけで、実態として伝わってくるものは何もないわけです。だから、モニターと言われても、入ってみて戸惑うことが多いわけですし、じゃあ生産者は何を宣言しているのかというのも具体的に……、毎日食生活は日々行われる活動ですけれども、その中で、具体的にこっちに伝わってきたということはないわけです。その辺のところが、県で一方的に言っているだけで、実態が全く見てこないから、おそらく事業者も消費者もなかなか参画しにくいのではないかと思います。

【座長】であれば、逆にいうと私もお聞きしたかったのですけれども、実際宣言をされているわけですので、まず佐々木さんのところで、宣言の前と後で何が変わったのか、もしくはこれによって何かメリットがあったのか、その辺を教えていただきたい。

【佐々木】実感を言うと、確かにこういう資料をたくさんいただいて、これだけではなくたまたま別のことも同時進行でやっていたので、こういういろいろな書類整理だとか、到達していなくてですね、そういう書類整理とかの意識改革、それには一つ特出するところを、はじめ戸惑ったのですが、一つのきっかけとして、半歩前進、一步二歩まではいってないですけれども、そういうことにはつながった。ただ、さっき言ったように、(ロゴマークを)貼つておけばいいのかという不安もありました。

【座長】メーカーという側面と、販売業者という側面の両方を持って、関わっている?

【佐々木】はい。

【植松】自主基準ということで、正しい表示、適切な衛生管理、温度管理等の状況確認、問題発生時のマニュ

アルなど書いてありますが、この辺のことは、本当に食品衛生法の遵守事項そのものですよね。だから、あえて宮城県として食の安全安心に取組を宣言している事業者さんというのは、HACCPとかISOとかそういう基準というものをとっていて、それで宮城県側が、そういった基準をクリアしたところに認証をするとかではなく、ただ宣言して、取り組んでいますといっているだけでいいのか。この内容だったらほとんどのところ（大手の小売業のところ）でやっていますよね。必ず温度管理とか、どの店でもいつもやっていますから。あえてそのレベルのことを宣言されても、日々そういう活動をしている自分たちは、いまさらと思うわけです。だから、宮城県があえてこういうことをやるからには、HACCPとか、そういう国際認定基準に基づいて何かを目指しているものなのか、その辺のところが全然見えてきていませんよね。シールを貼ったからどうのこうのということではないと思うのですよ。見たことないですよね、このシール自体が。よくスーパーで地産地消ということで、スーパーの一角に宮城県の、例えばスーパーセンターだったら、その近くの太白区の生産者とかが作った野菜とかを置いていますよね。A店さんでも、たぶん、どこでも、地元生産者の方のものを販売していると思うのですけれども、そこで例えば、安全安心について、消費者が買い物に行って、意識することは、農薬はどのようなものかとか、そういったことなのですね。でも、そういった農薬に関しての表記は一切見たことないですし、どこどこに住んでいる何とかさんという人が作ったものなのかなというくらいの認識しかないんですよ。確かにHPのアドレスとかありますから、それをアクセスしていくれば、たぶん、農薬管理とか、その辺の部分も分かるのだと思うのですけれども、おそらく一般の消費者はそこまでやらないと思います。じゃあ、本当に何が安全で安心なのかというのは、もう聞き飽きているわけですよ、はつきり言って、消費者側は。だから、その辺のところの、取り組んでいるという姿が、事業者さんが何をやっているかは消費者にとっては全然見てこないし、消費者としてどうしたらいいのかというアクションということに対しても、どうしたらいいのか分からぬのですよ。曖昧とした状況なのですね。「やっています、やっています、いろんなことを勉強しています」と言うのですけれども、具体的に、例えばこの、基本条例とかで、「キーワード「安全」」とか「食の安全安心に関する情報の共有と相互理解 キーワード「安心」」とか、そういう言葉にごまかされて、具体的に、どのように、誰に対してやっているのかということだと思うのですね。条例でやられているわけですね。その具体的な姿というのがあって初めて取組宣言だと思うのですね。それを事業者さんに丸投げしたりして、やっているだけではダメであって、宮城県として、そういった最低限のことを事業者さんがやってくれて初めて、先ほど数の問題、とりあえず数の問題ではないと思うのですけれども、登録者数が増えていきましたという実態がないと、なかなか、言葉だけにだまされているというのが払拭できないですね。私がこのモニターに応募したときも、はつきり言って、表示はどうだとか、具体的にチェックして、ここはなっていないだとか、この表記は誇大表記だからダメだとか、やれるのかと思って、実は応募したのですね。ところが、すごくテーマが大きくて、遺伝子組み換えについてはどういう風に感じていますかとか、BSEについては気になりますかとか、はつきり言ってそういう大まかな内容だけですよね、アンケートとか。その大まかなアンケートの中から、具体的に宮城県としてはどこの部分を掘り下げて、具体的に食の安全安心につなげていくのか見てこなかつたし、アンケートもとりっぱなしかなと思ったのも正直なところです。

【入間田】今、植松さんがおっしゃったのは、これから議論の重要な質問を全部言ってくれたような感じなので、それに入る前に少し質問したいのですけれども、取組宣言には私も最初から関わって、今日ここにくる前にもう一度勉強し直してきました。それで、取組宣言はそれぞれHPにアップしているので、業種別とかずいぶん、チェックして見させていただきました。それで、宣言の内容も、本当に、事業体によってレベルが全然違うというのも分かりましたし、ただ、宣言を作るときに、本当にいろいろ議論しました。やりっぱなしでいいのか、宮城県の関わりはどうするのか、それを担保できる検査はしなくてもいいのではないかとか、ものすごい議論の中で、結局こういう形になったのですけれども、一つはやっぱり事業者自身のコンプライアンス、

法令遵守というのも、皆さん当然やっていると、それは県の担当者から私的に聞いたことなのですけれども、皆さんしていると思っているでしょうが、いろいろな事業体があって、大きいところ、小さい事業所、小さい食堂、それが皆、食品衛生法の決められたことを全部認識して、その通りやっているかといったら、そうではないですよと、例えば、ネズミが出ないようにするとかというのも食衛法の施行条例に書いてありますけれども、それさえも認識がなかなか難しい中で、宣言することで認識してもらうというのも、レベルアップになるでしょうというのを私的に聞いて、最初はこの程度ではだめだとか言っていたのですけれども、なるほどなと思った次第です。今日ここに来るにあたって、もう一度見たりしましたけれども、やはり本当に差があるということもあって、そこら辺は今後議論の中でいろいろ検討していくことだと思います。簡単に経過みたいなものを、一番長くいる者が説明したのですが、質問です。資料5の課題で、毎年実績報告を提出するということが事業者の課題なのだけれども、手続きが面倒だと書いてありますけれども、一つお聞きしたいのは、毎年度実績報告はどのくらい提出されているのかというのが一つと、あとは、事業者アンケートが、その回収率がすごく悪いというのは、分析していろいろあるかとは思うのですけれども、その中で、アンケートの自由記述の中に、「実績報告をFAXしたのだけれども、ずっと話し中で、FAXしてもいつも留守電状態でどこに電話がつながっているのかの応答もない。不安なので、もう提出はしないことにする」という、形としては宣言して、毎年度実績報告をしてということは形としてやるわけですよね。どこまでやられて、報告の仕方が、どこにどういうふうな形で報告しているのか、報告はどのように処理しているのかをお聞きしたいです。

【菅原】はい、わかりました。まず1つ目は、実績報告の提出率ですが、21年度は今とりまとめ中で、まだ数字は出ておりません。昨年度、20年度につきましては、35.8%という提出率です。19年度につきましては、36.1%という形で、約3分の1の実績報告の提出しかありません。たぶん今年度もこのくらいの数字になるのではないか。逆に言うと、3分の2の方は出していない。県といたましても、出てこないところに対して、催促と言いますか、出してくださいという連絡はいたしておりません。そういう形で、催促をしますと、「もうやめます」といわれるのではないかという恐れもありまして、今のところ催促はしていないのが実態です。実際、実績報告書の出し方としましては、3月中旬に、皆様に郵便でお願いをしております。「4月30日までに出してください」ということでお願いしております。回答の方法としましては、郵送でもよろしいですし、FAXでもよろしいです。そのときにFAXの番号も当然お入れしています。アンケートは今回初めてなのですから、実績報告書の通知の案内、3月半ばにやりましたが、その中に同封いたしてお願いをしております。実際アンケートの回収率が悪かったというのは、実績報告と一緒に出すと、アンケートを書いたのが誰か分かるというのもあり、無記名にはなるのですけれども、開けてみれば分かるのではないかということもあります。回収率が良くなかったのではないか。回答も、「役に立ったかどうか分からぬ」というのも、やはり、行政批判になるのをおそれた部分もあるのかというふうに考えております。

【植松】通知は、年1回は宣言をしているところにいくのか。

【菅原】年1回はもちろんお出ししております。あとは研修会を10月にやりますけれども、ご案内は出しております。ただなかなか、事業者さんの場合は仕事がお忙しいようで、出席まではあまりいたっていないという形にはなっています。年に1回以上は通知を差し上げております。

【植松】登録者数の、例えば事業者数10,000とあるのですが、宮城県としての分母というか、それはどのくらいですか。

【菅原】はい。これはもともと何故10,000にしたかというと、当時の平成16年、17年時点で、県内の食関連の事業者、いわゆる小売り、食料品の小売業の方、製造の方、あるいは卸売りの方、そういう食品に関する部分の方々の数が約20,000ちょっとだったのですね。その半分を目標にしようということで、10,000と設定したということです。

【植松】生産者 70,000 は?

【菅原】70,000 はですね、ちょっと詳しいものが残っていないのですけれども、たぶん、65,000 からスタートして、きりのいいところで 70,000 というふうに目標を設定したのではないかと思います。

【座長】今の実績報告ですが、事業者だけですか。

【菅原】生産者も含めての数字です。

【座長】その場合、JA なんかは 1 本と数えているのですか。

【菅原】1 本で数えております。要するに、65,000 から出たという形ではなく、1 つの団体から出たというような数え方をしております。

【座長】今この中で出てきた中に、ある種象徴的なのは、やはり「やめます」と言われるのが非常に怖いというか、逆に言うと、入っているメリットがないから「やめます」ということになるのだろうという風に感じを受けるのですね。入っていたからといって特段得をするわけでもないし、ないからといって損をするわけでもない。その辺にまず一つ難しいところというか弱いところがあるのだろうと思います。生協さんは実際問題、お入りになっていて、入ったメリットを具体的に感じいらっしゃいますか。

【入間田】メリットというか、すごく準備が大変だった。ただ、私はみやぎ生協の人間と思われているかもしれません、宮城県生協連なので、実はみやぎ生協のことはそれほど詳しくないです。宮城県生協連は、大学生協とかアイコープみやぎとか医療生協とか、そういうところの連合会で、運動面をしています。だから、食の安全だったりとか、消費税率アップ反対とか、運動的なことをしています。介護保険などについていろいろ運動をしています。それで、このことにつきましては、どちらかというと、報告側というよりは、私が質問して、「何で早くしないのよ」みたいな話をしたときに言われたのが、「これをきちんとやるのはとても難しい」、みやぎ生協は、私自身は進んでいたと思っていたのですが、準備がすごく大変だと聞いて、何が大変なのか、準備が大変なのか聞きました。そうしたら、当然法律のこと、例えば、食衛法の法律に決められているような、手洗いだったりとか温度管理だったりとかは、ちゃんとやられているのだけれども、それをきちんと記録して、担当者を決めて、それを報告してチェックする機能、要するに、それをきちんとすることのシステムを作り上げるのに、ものすごく時間がかかっていると。例えば、お店の売り場の温度管理はどこでもしていますよね。それで、表があつて、チェックしたりするけれども、それだけでは、コンプライアンスを自分で宣言するというときには、見た人がそのことについて質問されたりとか、情報を開示したときに、きちんと証明しなければいけないですよね。その証明をするためのきちんとしたルールを決めて、担当を決めて、報告をし、チェックをするというのを決めるのには、膨大なエネルギーがあったと。なるほどなと思いました。だから、例えば、生協だといろいろな部門があつて、産直ということで、農薬なんかも自主基準を決めている。それは表になかなか出ないけれども、それをきちんと、農家の人がきちんとそれを守っていてくれていて、それをチェックして、それを売っているということを全部証明しなければいけない、記録を残さなければいけないという体制というのはものすごく大変だったけれど、やってみて良かったと。今回いろいろな問題も、例えば危機管理について、中国産の餃子のときの、危機管理マニュアルを持っているのですよ。だからこれには、危機管理マニュアルを持っていると出していましたけれど、何かあったときにはそのマニュアルを見直すとかということもしています。こういうふうに宣言しているから、あのときには一度宣言を取り消しているのです。みやぎ生協は取り消して、マニュアルを見直して、それを県の担当者の方と確認してやり直しています。これをもしも厳密にしようしたら、とても大変なことだということは知っています。あまり他のところを見ていないので、今回いろいろなところを見たんですよ、宣言しているものを。ちょっとこれは、代表者の名前に?がついているというのはどういうことだとか、代表者の名字は書いてあるのだけれども、名前がフルネームで書いていない、フルネームのところに?と書いてある、これって何だとか、あとは、問題発生時のマニュアル

もなし、その他も全部なしでも宣言なのですよ。だから消費者がこれを、少し読み取り方をみて全部見ると、ある程度のレベルは分かるのです。これでは困るのですよ。だから、本当にそれも安全宣言者にしていいのか。

【植松】HACCPとか、そういう法定基準が今具体的に進んでいるわけですよね。

【入間田】ただ、ごく一部ですよね。

【植松】だから、それに類似した宮城県の何かを作るのであれば、それで取組宣言をするのであれば納得がいくわけですね。

【赤尾】宮城県には登録認証制度というものもあるのです。宮城県版ミニHACCPということで。それはまず登録、手を挙げて、そして自分のところでマニュアルとかいろいろなチェックリストとか、そして認証というふうに進むという制度もあるのですけれども、その前段階のような位置づけでの取組宣言という並びでした。まず管理運営基準があって、取組宣言があって、登録認証制度、その上になってくると、ISO22000とかいうふうな流れになってきます。

【入間田】宮城県のHACCPの登録の範囲は?

【赤尾】一応製造加工業者ということで、国のマル総みたいに業種を絞ってということではないです。

【桔梗】今の話から、こちらのあり方検討会と推進会議について、何をどこまでやっているのかというのを今初めてわかりました。生協の方がとても頑張っておられ、私も、別の仕事の関係で、去年初めて分かったことなのですけれども、農薬の検査基準も、県の条例に基づいており、散布回数が違うと2.3年前に初めて知ったんです。それまではどこも全国一律基準で、例えばじゃがいもだったら15回かける22回かけるところを、宮城県だったら15回までだったらOKだけれども、鹿児島県だったら22回のうち22回でいいよというように、すごく曖昧な基準であると。ただそれが宮城県においての農薬の基準であって、宮城県の農薬基準があまいのか厳しいのかというところにもすごく興味があって、ただHPやインターネットで見ている暇がないので、宮城県の安心安全基準宣言というのが、何に特徴を持たせるものなのかというのをとても疑問でした。今同じように委員さんがお話をされたように、安全安心とはなんぞやというのは、この食品行政だけではなくいろいろな行政機関でよく言われていて、ここの委員会では、この県のこの行政では、何を持って安心安全と言っているのか、唱えたいのか、お話をされていたのと私も同意見です。

その中で、安全安心のこの県の取組の中で、考えましょうといっているのが、基本計画であり、モニターであり、そして安心取組宣言という枠をつけた、事業者に対する取組策である、その3本立てというのが考えられているというのはわかりました。

その中で、これは私の思いつく提案なのですが、逆に宮城の食の安全安心取組宣言というのが、今、衛生に関する事でお話がなされていて、現状衛生の事が書かれているのですけれども、B店、C店、D店のような大手流通があり、そこで働く方の話を聞くと、その衛生対策については当たり前とおっしゃる。では、消費者も、その現状を見慣れていて、消費者の多くが当たり前だと思っているのかというと、けしてそうではないと思うのです。とても小さな地場産業の、まさに零細企業と呼ばれるような製造加工業者というのは、実態としてどうなのかというと、HACCPなんてとんでもない、ISOなんてとんでもない。でも気持はやりたいのです。気持ちは。やりたいけれども、そこにはお金がかかるという実態があって、制度を作れば作るほど、施行できない苦しさというのもある。

添加物を全く使ってないかまぼこを作っている良心的な製造業者と、国際競争に勝ち材料は冷凍で添加物まみれの素材を使ったかまぼこを作っている大企業、という極端な比較の業者がある中で、私たち消費者が求めるものは、人それぞれですけれども、私は、添加物はなるべく少ない方のもの、農薬は散布回数が少ないもの、ポストハーベストのないもの、養殖でないもの、遺伝子組み換えの使用されていないもの、汚染されていないものというように段階的に安全欲求の質と幅が出てくる中で、何を選ぶか、という消費者の安全性能に対する

欲求も個人差があるとおもうのです。

それからやはり財布の中すなわち各家庭の経済の事情においては、格差社会であることを考えると、安く食べたいという人から良質ならば高くて買いたいというニーズもある。

また、土が付いているのは嫌だというように、きれいなものしか買いたくないというような人は、とくに衛生、保存に厳しい目をもっているということもあると思います。

値段、品質、衛生においても選ぶ基準が消費者一人ひとり違う中で、両者に向けた食品行政というものが必要だと思うのですね。

みやぎ食の安全安心取組宣言において、現状、保健管理と衛生管理にとどまっていますけれど、例えば、カテゴリーの中に衛生管理、農薬、添加物を入れた場合、ある流通会社においては衛生管理のカテゴリーにはエントリーできないけれども、農薬不使用食品を5割扱っていますというような状況の場合、例として衛生基準は緑マーク、農薬はピンクマーク、添加物だったら何とかとか、遺伝子組み換えだったら何色というようなカテゴリー別の色分けマークを設けたら、どんな会社でも宣言を表示する事が出来るし、消費者も分かりやすくなると思うんです。「ここにくると農薬5割以下のものしか置いていない」「ここは5割以上のものを置いているんだ」とか、消費者として選んで買うことが容易になる。事業者も、「うちは地産地消を宣言しています」で表示されるのではなく、「地産地消を7割やっています」というような品質と数字化されたものが必要だと思っています。いずれにしても現状において、消費者、生産者、流通業者が互いに無理なくできることが、そしてその合致点が安全なのだと思います。安全になり安心につながる第一歩だと思っているので、今話をしたような取組というものを視野に入れられてはいかがかなと考えるので。すなわち細分化ということと数字化による明確化ということです。

【座長】今、お話がありましたけれども、例えばこのみやぎ食の安全安心の基本計画なり、推進事業の中には、当然衛生だけではなく、農薬であるとか、例えば水産物であれば、いろいろな添加物であるとか殺菌剤であるとか、そういうものも全部含みこんである程度想定されているのですよ。そのために推進会議の委員にはさまざまな業種の方が参加しているわけです。特に農薬ですとか、その分野で言うと、農業生産の中で、GAPという基準がありますよね。このGAPを、どういうふうにみやぎ食の安全安心の中に取り込んでいくかという課題になっているのですよ。もうひとつ、相原さんに、せっかくおいでいただいているのでお尋ねしたいのですけれども、具体的に、農家はJAを通して取組宣言しているわけですよね。その取組宣言の中に正確な形でGAPは盛り込まれてはいませんけれども、GAPもある意味では当たり前のことなのですよね。内容を見れば、ものすごく細かいです。ただ、それを結果的にどのような形で取り組んでいて、それが、例えばご自身で安全安心宣言に、自分自身の作った農産物を外に向けてアピールする、それをどういうふうにやってらっしゃるのですか。

【相原】まず、先ほど生産者について、JA一括ということで、私もそのところを聞いて、やはり一括でしたね。私もこの取組宣言のこのシールがあることすら分からなかったです。この話がある前は、一括だったもので、農協でこういうことをやっていますというところまで話を聞いていませんでした。一括で、とにかく栽培履歴をきちんと、米でも、野菜でも、書いてくれと、農薬もきちんと決まっているので、この野菜にはこの農薬しかかけないでくれとか、全部私たちは面倒でも、ひとつひとつ（書いています）。植えた時点から収穫するまでの、農薬は何でしたとか、そういう厳しい、農家の人に大変な負担なのですけれど、環境を考えた、今の時代ということで。昔みたいなそういうやり方ではないんです。たまたま私は今、ここの中のヨークベニマルに地産地消で出しているんですよ。地産地消で出しているヨークベニマルさんでも、ちゃんと顔写真と名前とシールですよ。それも大変なことなのですけれども、それをやって、要するに、お客様に買っていただくということで、何か引っかかった場合はすぐ答えられるような準備体制、そういうことまでやっているのです

よ。それも、農家にとっては、農協に毎年1回履歴を書いて提出して、それがきっと安全取組宣言のことなのかなとここで思ったわけですよ。実際農家の人は分からぬですよ。きっと。今私が初めて知つて、これを皆に言わなければというような、そんな感じになっているので。

【植松】 うちも実家が農家なので、米を出すときに農薬の履歴とかちゃんと書かせられるんです。父も高齢で書けないから、私がかわりにいったのですけれど、すごい雑多なのも分かります。C店さんに置いていらっしゃるということなのですけれども、私はあそこに置いてあるものは、減農薬と、そういう取組をされている商品かなと思って、あそこでばかり買っているんですね。そういうことではないですね。

【相原】 JA も関わっています。地産地消の、例えば、私の一番近いところは富塚店なのですけれども、そこに出すようになっているのです。要するにその周辺の農家が出すような仕組みになっているのです。

【植松】 遠いところのC店さんではなくて。

【相原】 ではなくて、地元の。

【植松】 地産地消とか、減農薬とか、ほとんどなのだと勝手に思いこんで一生懸命買っていたのです。

【桔梗】 生産者さんのところに行くと、宮城県の取組なのか、国の施策の取組なのか、保健所の取組なのか、何だかわからないけれど、書類を提出するように言われるから書いてましたという人は多いですね。お米のことは、国の施策でもトレーサビリティ化が義務付けされるので、必要事項を書かなければいけない。牛肉から始まって、今は米止まりですけれども、米も問題があったのでトレーサビリティ化が、義務付けがなされたということではありますが、それ以外の食品において、産直、道の駅等で行われているところも、自主トレーサビリティということで、全部QRコードに落としたりとか、自主でやっているところも出ていますよね。ただ、そういうところでも、今相原さんがお話をされたように、逆に「宮城県版何とか」みたいな、宮城県版ISOがあるように、宮城県版食の取組宣言うんぬん、それが今お話をされたトレーサビリティも、さつき言ったイメージで言うと、何色マークなんだとか、一見してわかるような制度があれば、生産者さんも、「うちのものが置いてあるけれど、うちのシール貼ってあるからね」というように、何かそういうものがあるといいなと思います。実際に今回のようなあり方会議に参加できる事や、仕事で関わっているからこそ、私も食品行政とか施策に関して多少理解できているような気がするのですが、これが学ぶ機会に出会えない状況だったら理解が難しいと思うし、それは生産者さんに対しても同じように感じています。

ただ、消費者のほうでも特別栽培と表示されていてそれは扱っているお店、例えばA店の定義と、E店の定義が違うようにある意味、どこの認証なのかを確認しないと内容がわからないこともある。だからそこで、今言われたように、C店の置いているものは販売戦略上減農薬だと思っていた事実とともに、その減農薬と一口で言っても減農薬も様々である事実を消費者がみんな知っているかという問題があると思うんですね。簡単なことをいうと、その辺のところを子供もわかるような表示があるといいなと思うのです。

【座長】 そうすると、相原さんが出しておられるのは、基本的には減農薬ですか。

【相原】 減農薬です。小さい農家になればなるほど（農薬を）あまり使わないのです。大きくなればなるほど必ずやらなくてはいけないということで、無理が出るのです。まず旬の野菜を作ることと、基本はね。農薬を使わないので、あとうちでは伝統野菜を作っているのですけれども、伝統野菜はあまり農薬を使わないのです。病気にも強いし、においもある。そういう、いろいろ野菜の研究とか、地元の昔から残っている野菜を作つてみようとか、農家も一生懸命、それなりに（農薬を）かけないような作り方、そういうものを勉強をしているのですよ。だから、私は減農薬を目指して。自分のうちでも、そういうたくさん使つたものは嫌なので、そういう工夫はしているのです。そういう意味ではやはり農業も大変です。

【桔梗】 生産者さんが大変な苦労をされているのに報われないのは、消費者が知識不足であることと、やはりそこに行政の手助けがあるとすれば、安全宣言ゆえに、「ここの店や生産者はがんばっているんだよ」という、

消費者は、何かシグナルが欲しいです。減農薬の表示でいえば、既存の生産方法と比べて農薬量が使用削減されているというように、違いについてわかれればいいと思うのです。その手法としてはマーク表示をシール等で行うというようなわかりやすい手法でいいと思うのです。

【赤尾】マークというのはあることはあります。農薬のマークとか有機のものとか生産者の3Eマークとかあるのですけれども、なかなかマークの認知度が低くて、それがどういうマークなのかというのもわからない。

【植松】そういう具体的なマークを取組宣言に入れて。

【赤尾】こういうふうにいろいろなマークがあります。逆にありすぎて分からぬ。

【座長】県の範囲だけでもこれだけありますけれども、そのほかに、それぞれの認証を、団体がやっています。NPOなり何なりがやっていて。例えば今JAがやっている環境保全米も、基本的にJAと環境保全米ネットワークの認証になってやっているとかですね。それから、さまざまな団体がそういう独自に認証をやっていて、それがどちらかというと県ではなくて国の所管であったりとか、そういう問題もあって、認証であったりマークであったりは、ある意味、別の意味で氾濫しているのですよ。

【植松】その辺のところを例えば宮城県が統一するとか。

【桔梗】さらに、宮城県独自の基準を設け、それをマーク化することでそのマークを見て安全性を判断するような仕組み作りが必要かと思うのです。

【植松】宮城県で、いろいろな団体さんとかあるのだったら、逆にその人たちに呼びかけて宮城県として統一して、具体的な、農薬に対してはこういった内容だと、より具体的になれば、初めて、消費者も安心するのでは。

【桔梗】逆に登録制度にする必要も全然なくて、「お宅のものは減農薬ですよね。減農薬として特徴のあるものですから、お宅のものには減農薬シールを貼ってください」というくらいの表示。そうなると消費者としてはうれしいですよね。

【植松】環境保全米という言葉自体もよくわからない。逆に減農薬とか有機栽培とか言ってもらった方が理解しやすい。環境保全米は、例えばうちの近くだと、「温度が何度以上になったら田植えを始めましょう」と、そんな感じで広報車が回って来ているから。そうすると、確かに田んぼにも、「ここは環境保全地区です」と。では他の田畠だとどう違うかというのを見た目では分からぬ。

【座長】見た目では分からぬですね。

【植松】例えば有機栽培だと、隣の田畠から何メートル離れてとか、そういうルールがあって、それを絶対守っていないなというのが明らかに分かるのですね。だから、環境保全米=有機ではないのだろうなど。だからその辺のところが、言葉がいろいろ氾濫していますよね。じゃあ環境保全米は買わなくていいと。

【桔梗】ただ、私は有機JASのような制度は個人的にある意味反対で、あの表示は大企業や資金力のある会社にのみ出来る制度で、取得するにも維持するにも資金力がないと到底できないような制度です。それを一般に普及させようとするに無理がある様に感じていて、それが実際に消費者の真の食の安全につながっているかといえばそうではないと思うのです。食に係る生産者、流通業者において平等に安全に対して寄与しているものに同等に機会が与えることが大切だと思うのです。

【植松】だからそういうところの安心の基準が何かですよ。だから有機まではいかないのだけれども、宮城県の取組としてはこのレベルですぐらいのものがないと。

【座長】それについては、確かにあるのですね。先ほどの環境保全米もそうですけれども、例えば農薬については何成分とかですね、化学肥料については量的な規制とかですね。それから、環境保全米といつても、訳が分からぬのは、三段階今あるわけですから、その辺を判別したいというのはその通りだと思います。ただ現実問題として、私は消費者ですけれども、我々、何を基準にして選ぶかとなると、結果的に何かで選ぶしかな

いのですよね。そうでなかつたら文字通り自分で探してきて自分でものを買うしかないですから。そういうものの中で、みやぎの安全安心取組宣言なり、シールなりの果たしてきた役割、機能が果たしてどうなるのか、そういう見直しをしなければならないのかということが課題なのですよね。

【植松】「安全安心に取り組みます」という宣言は終わったとしていたので、「具体的に何に取り組んでいますか」というものだと思うのですね。ここが分からぬから、全然分からぬ。

【入間田】私は久しぶりに宮城県の食の安全安心のHPを見たのですよ。それでこの取組宣言の検索方法、見たことがありますか。ないと思いますよね。分かりにくいところにあるのですよ。でも、私は偉いなと思ったのですけれども、検索もきっと市町村別、それから業種別、それをクリックするとちゃんと検索結果が出る。それを、お金を取ってしているわけではなく、有機JASとか公表するのは全部自分のお金でやるわけじゃないですか。私は介護保険の方にも関わっているのですが、介護保険の情報の公表というものがあるのですけれども、自分のところの情報を公表するのに調査するのですけれども、お金を取ってしているのですよ。お金を取っている調査機関なのですけれど、うちも。お金を取らないで、HPに自分のしていることを、ただアップしてもらえるのですよ。それで、さらに、県が言っている衛生管理基準だけではなくて、その他の項目があって、自分のところをアピール、見る人は少ないですよ、だから一番問題なのは見る人が少ないとのことだと私は思ったのですけれども、見る人が少ないとことと、分かりにくいことなのですけれども、例えば、あるところだと、「夜のメニューはF店を継続し、なんとかなんとか」とか、自分のお店のアピールを、県の行政がそのまま載せてくれているわけですよ。だから、このお金のない宮城県があのHPを維持するのにお金をかけていると思って、非常に感動したのですが。だから、要求レベルが、もっと要求したいことがたくさんあるのですけれども、全国的にここまでしているところはどこにもないですから。もう一つ、取組宣言で検索してみたのですよ。そうしたら、いろいろなところが宮城県に見学に来ているのですよ。群馬県とか、北海道とか。それで、審議会で報告しているのですよ。それが、なかなかお金がかかると思ってどこもやっていないというのが分かったのと、あと全国の先進的な行政の施策の一つにこれがアップされていて、ほうと思いながら見たのですけれども。

【菅原】知事会ですね。全国知事会のHPに載っています。

【入間田】本当に、不足していることとか、消費者として不満だったりとか、たくさんあると思うのですよ。ただ、長い期間でみると、事業をしているところが自分のしていることをきちんと公表するというのは、いろいろなところで求められている。その中で小さいところができないことがあると思っている、有機JASとか、HACCPなんて絶対とれないようなところが、自分がしている、無添加で、無農薬で、そういうことをしてこのまばこを作っていますということを載せられることも入っているHPなのですよ。なので、そういう意味では、せっかくここまで、私はこの間、取組宣言をなくす方向にいくのかなとか自分の覚悟を決めながら來たので、ただやはりこの何年かの間に、宮城県はずいぶん、最初のHPと比べると、すごく工夫していて、しているのだなと思ったときに、これをゼロに戻すのか、それとも、今言ったような提案があって、よりよくして、宮城県内版として何かしていくのかということになって、これまでのこの事業者の努力と、県と、それから消費者はあまり見ていないけれど、そういうものをもっと発展させていかなければという覚悟で今日來たのです。なので、余計なことですけれど、この何年間で、ある意味では、お金のない県としてはがんばったなど。

【座長】確かに、これまでの実績の評価をしなければ、次のものに進めないということは間違いないわけですので、今、これまでの事業の状況なり現状なりいろいろなご意見が出たと思います。それを踏まえて、今後まず県の方で一つ叩き台を作っていただくことになるわけですけれども。そういう方向性なり、基本的な考え方、確かに議事進行の次第も、モニターの部分はまだ説明していただいているので、そこを説明していただ

いて、最終的に方向付けの話をしたいと思います。

【菅原】これから県民総参加運動についてということで、資料6、これは次回に詳しくご説明したいと思ったのですけれども、今、入間田さんのお話にもありましたとおり、全国の都道府県のやっている中身を整理させていただきました。消費者向けと事業者向けということあります。今日は取組宣言の方にお話が集中したところですが、事業者向けにつきましては、取組宣言をしている県は2県しかありません。福島県と宮城県。福島県は去年から始めまして、今現在15の企業、大企業だけです。15の企業が登録しております。うちの県を参考にして始めたと聞いております。事業者向けで、食品表示適正推進委員というものがありまして、こちらはそれぞれの企業さんに、適正な食品表示をするための推進委員を企業の中においてもらうというものがあります。それが4県あります。その他2県ということで、こちらはすべて都道府県のHPを検索して整理させていただきました。正式な文書での紹介をしておりませんので、これで全部、すべて正確というわけではありません。その辺はご了承いただきたいと思います。次の2ページ目につきまして、フードチェーンと県民総参加運動ということで、これは、これで特にどうということはないのですが、それぞれのフードチェーンの中でどのような取組をしていったらいいのかというのを、これでイメージしていただこうと思ったものです。時間もありませんので、こちらはまた改めて第2回の冒頭に詳しくご説明させていただきたいと思います。

【座長】ありがとうございます。今回モニターのお話ができませんでしたけれども、モニターは数的には目標を達成しているというのがあるわけですね。数を増やすかどうかという問題よりも、むしろ、いかにモニターを有効に活用していくかという部分におそらく議論はいくのだろうというふうに考えております。そのためのアイディアなり考え方なりを出せれば、それはむしろ、制度そのものうんぬんよりも、ソフトウェア面に近い部分ですので、そこは十分議論できるだろうと思っております。むしろ宣言については、正直まったく目標に到達していないわけではないので、特に事業者に関してはですね、そこはやはり制度そのものが問われているのだろうと考えております。今日これまでの議論の中で、やはりやり方、宣言の形、シール、そういったものに、もう少し考え方を変えるべきだとか、現在の食の安全取組宣言というものは大体役割を終えたというような意見もあるようですので、ある程度、県の方もそこを踏まえてお願ひをしたいと思います。

もう一点、実は私からお願ひをして、資料に入れていただいたものが一点あります。この仙台市自主衛生管理評価事業なのですが、先ほど衛生面に関しては、取組でもあったわけですけれども、衛生面に特化するとなると、実は政令指定都市である仙台市は保健所行政を政令市になる前からずっとやってきたわけで、宮城県は仙台市内の保健所を所管にしているのですよ。ですから、食品を扱う業者の衛生管理というものは二重行政だと思うのですよ。そこがやはり一つのネックになっているのではないか。仙台市と県の間で、食の安全安心についてはさまざまな交流活動、それから事業もいろいろな部分がありますけれども、必ずしもそこがうまくいっているという状況にはないということもあって、仙台市は仙台市で、自主衛生管理評価事業をしていて、こちらの方も見たことがないのですけれども、施設一覧も入っていて、逆にこれしかないのだったら余り意味がないなと思うのですが、どうもこの辺も議論の対象にしながら、つまり、我々はあくまでも県の検討会ですから、仙台市に対して直接物言うことにはならないかも知れないのですけれども、しかし食の安全安心に関しては、別に仙台市民、宮城県民だからということはないので、ここはもう少し検討していく材料ではないかなと思いまして、県にお願いして、仙台市関連の資料を入れていただきました。ここはまた次回以降検討材料にしていただければと思います。

時間がだいぶ押したのですけれども、改めて、次回の会議の予定と、もし皆さん側からこういう意見を次回にお願いしたい、これについて意見を交わしたいというものがありましたら、確認したいと思いますので、スケジュールを含めた次回以降の部分につきまして、県からお願ひします。

【菅原】それでは資料2に戻っていただきまして、一番下の5番目のスケジュールです。次回は6/9の水曜日、

皆さん水曜日しか都合の良い日がなかったので、すべて水曜日で整理させていただいております。6/9に第2回目をお願いしたい。第3回目は7/7、第4回目が8/4ということで、もし皆さんのご都合がよろしければ、この日程をお願いしたいと思います。あと、次回叩き台を提示するということで整理をさせてもらっているのですけれども、皆さんの中でもう少し議論が必要だということであれば、叩き台を第3回に回すことも可能といいますか、その辺のやり方もあると思いますので、その辺もご議論いただければと思います。

【座長】一番最初に申し上げましたように、県が作ったものにそのまま追認するというつもりはありませんし、できるだけ、場合によっては全く違うものをこちらで替えるということもあり得る検討会だと聞いておりますので、もし次回こういう議論をしたい、もしくはこういう部分で質問をしたいというものがありましたら、お願いしたいと思います。またその旨を県の方にお伝えいただいて、その場合窓口は？

【菅原】一応私菅原の方までご連絡をいただければと思いますが。

【座長】ということで、何か議論の材料はいろいろあるわけですけれども、何かありますでしょうか。

【植松】もう一つの柱である、消費者モニター制度なのですけれども、よく理解できないので、こういう状態で検討するとなると、もう少し、これもより具体的な……。

【座長】当然2本柱ですので、当然ここは検討材料だと思います。人数だけいわばいいというのではないというのは、典型的にそうだと思いません。

【佐々木】話がはずれるとと思うのですけれども、安心安全の管理というか、私の方でも、いわゆる無添加商品を作っているということで、そうしますと、魚肉のすり身、それに本みりん、エキス、砂糖など、それを使うのですけれども、それをずっと分解していくと、分からなくなるのです。原料はどこからきているのか、アメリカとか日本から遠い国、果ては中国と。そうなってくると、今話をしていますけれども、もともと普通に安心だと思って食べているものが、分からなくなる。これからだんだん原料的には、遺伝子組み換えがありますよと、遺伝子組み換えがないということはありませんと、そうなってくると、その辺まで安心できるのか。その辺を安心していいのか。話はちょっとずれますが、食品業界の我々は困っているのですよ。

【座長】トレーサビリティの限界というか、国内で作っているものについて言えば、BSEであるとか、野菜にしてもお米にしてもトレーサビリティは制度的にはできていますけれども、食品添加物であるとか、ある種一部の原材料については、世界的な流通の中に追い込んでしまうと、そこが分からないという。

【佐々木】一応日本国内で作っているものですよね、本みりんなんかは。ただ、一次加工は別のところでしているとか。どこから来ているのか。

【植松】例えば餅米だったら東南アジアがほとんど。そういう場合は、おそらく糖アルコールになっているので。

【佐々木】それは分からないですよ。返答が来ないです。それは、分類上できないと。

【植松】その分類はどういう分類？

【佐々木】芋なら芋、とうもろこしでも、原料はどこからきているか分からない。消えるのです。

【桔梗】実際にもの作りというか、本当の、究極の食材を作っている加工業者がありますけれど、そういうところとお話をしていると、やはり出先の分からないものは使わないというくらいの意気込みなんですよ。

【佐々木】ただ、限界があるんですよ。

【桔梗】限界はもちろんあると思います。でも、実際にそういうものを作っている会社はありますし、最終トレーサビリティまで構築している会社もありますね。

【植松】私はB店だったのですけれども、プライベートブランドは、すべてトレーサビリティはとれている。第1次海外ものについても、たしごまとか、ああいうものはだめなのです。ああいうものはご理解いただくしかないのです。

【佐々木】ショウガとか。

【植松】聞かれるんですよ、いろいろ。やはり。産地とか。そういうしたものについては、すべて、答えられるところまでは答えて、それ以上分からない、糖アルコールになってしまったりとか、ある程度加工してある段階ではもう、加工品そのものが製品になってくるので。あとは加工品という製品になった段階で、その商品の品質に対する自主検査です、自分のところの。例えば添加物についての、添加物も国によって基準が違うので、その国だけではなくて、日本の基準にあてた検査をするとか、もうそれは自主検査でしか乗り越えることはできないです。

【座長】これまでの議論を整理させていただきますと、次回については、まず今日取組宣言について出されたいろいろな意見をまとめていただき、現状と課題、及び、どういう方向でこれを見直していくかという方向付けについての提示を、一つお作りいただきたいと思います。次にモニターについて、やはりモニターの方向性とかあるべき姿とかを含めた、モニターの現状を含めて、その辺の議論をして、次回はできればやりたいというふうに思っていますので、単純に叩き台ということではなくて、県の方でモニターをどういうふうに今後変えていきたいかというような、方向付けのようなものや案をお出し��ければ、それを今度は、次回は集中的に議論していきたいと思います。もちろん、取組宣言のあるべき姿についてはご意見が出ておりますので、ここは平行しながら次回も進めていきたいと思っていますので。その方向で、皆さんよろしゅうございますか。では、そういう形で次回の提示をお願いしたいと思います。

ちなみに次回は、6/9（水）となっております。時間は今回と一緒でよろしいでしょうか。

【菅原】はい。

【座長】皆さんよろしゅうございますか。

【全員】はい。

【座長】では、そのようにさせていただき、次回ご提示をお願いしたいと思います。

【全員】よろしくお願ひします。

【菅原】7/7のご都合もできれば、今お伺いできれば。

【桔梗】時間は同じですよね。

【菅原】同じです。今のところ大丈夫でしょうか。もし万一都合が悪い場合はご連絡いただければ。長時間に渡りご議論いただきまして、大変ありがとうございました。ただいまをもちまして、第1回あり方検討会を終了いたします。大変ありがとうございました。